

極秘  
まこと30 部内  
21 號

韓国側対日請求額に対する大蔵、外務  
両省による査定の相違について

3 7. 2. 15

アジア局

韓国側対日請求金額に対する大蔵、外務両省の査定は、大蔵案約1,000万ドル、外務案約1億ドルであるが、その相違は主として、軍人、軍属、被徴用者に対する見舞金及び恩給に関する査定額の違いによるものであり、その他大部分の項目に関しては両省の査定は一致している。また、両省案ともに、円債務に貨幣価値変動の事実を考慮に入れていないこと（韓国側は1ドル対15円のレート適用することを主張している）、及び本件請求権処理は全て南鮮分に限るとの原則を堅持している点においても共通している。

両省案の相違の主な点は、次の2点である。

第1点は、朝鮮人に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失の時点までに限るか否かである。すなわち、大蔵案においては、朝鮮人軍人軍属

文官に対する恩給支給等の措置を日本国籍喪失、すなわち、平和条約発効時まで認め、それ以後にも認めるることは現在のところ困難であるとの立場にたち、従つて、朝鮮人文官恩給支給は昭和27年4月で打切り、また、平和条約発効後実施された軍人恩給（昭和28年8月1日より復活）、及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年4月30日公布）は、朝鮮人軍人軍属の死亡者及び負傷者に適用されないとしているのに対し、外務案においては、国際先例及び条理に基づき、日本国籍喪失にも拘らず朝鮮人に對し、日本人に準じ現行恩給法（軍人恩給を含む）及び援護法を適用し、該當者全員失権までの分を一時に支払うとの立場をとつている。

相違の第2点は、第2次大戦中内地に集団移入せしめられた徴用労務者及び復員軍人軍属に對し、何らかの手当を行なうか否かである。すなわち、大蔵案は実定法上これらの者に對して、如何なる措置をとることも困難であるとの

立場をとつているのに対し、外務案においては大平官房長官の示唆もあり、終戦時現在の移入労務者及び復員軍人軍属に対し、引揚者給付金に準じて見舞金を支給するものとしている。

この他の相違点は、有価証券の支払い額、帰国朝鮮人労務者の未収金及び帰国朝鮮人寄託金の3項目であるが、金額的にも、基本的考え方にも、大きな違いがあるわけではない。以下は、両省査定に相違のある項目の説明である。

八 有価証券（要綱 V の 1）

大蔵案

利息

外務 A 案

利息

外務 B 案

利息

大蔵案においては、登録債

、その他国債

その他証券

の合計である。

外務案(A)案においては、韓国側が証券の現物を保有していると主張しているものをすべて支払うが、登録債はヴェスティング・デクリーの効力外であるとして、これを認めていない。他方、(B)案においては、上記現物債券

および鮮銀保有の登録債58億の70%を、  
韓国の中銀の支払保証準備としての性格  
を勘案し、支払うものとし、利息については  
大蔵案の利率を準用した。

## 2. 未収金（要綱Vの3）

大蔵案

利息

外務案

利息

労働省等の調査による未払金

分に関しては、両省は意見一致しているが、  
大蔵案においては、朝鮮人被徴用者のうち、  
南鮮分を70%と推定しているのに対し、外  
務案において、徴用労務者の大多数が南鮮出  
身である事実（北鮮は工業地帯が集中してい  
たため過剰労働力は殆んど存在していなかつ  
たことに起因する）に着目、南鮮分を95%  
としている。

3. 被徴用者補償金(要綱Vの4)

大蔵案

外務案

大蔵案においては、被徴用者、軍人、軍属の手当は法的根拠が乏しいとの理由により原則として認めていない。

外務案においては、一應日本人並みの待遇を与えるとの趣旨により査定した。外務省査定の細目は次のとおり。

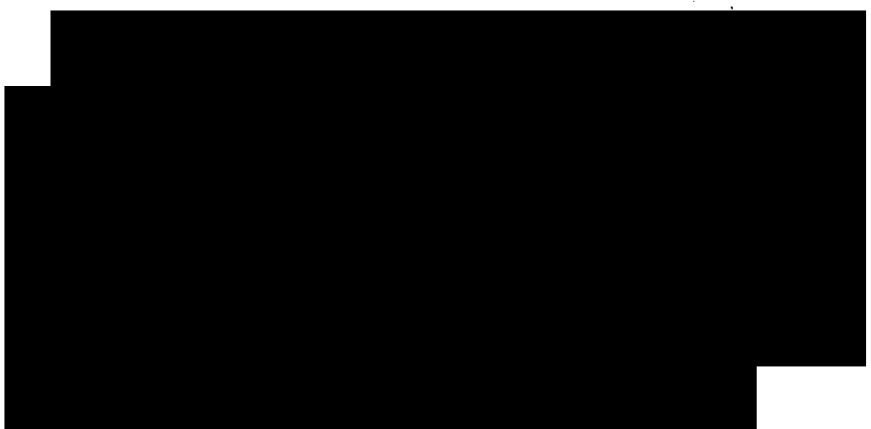
○労務者見舞金

○復員軍人軍属見舞金

○死亡軍人軍属弔慰金



○死亡軍屬年金

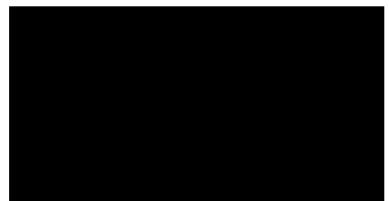


○軍屬障害年金



4. 恩給請求(要綱 V の 5 )

大 蔵 案



外 務 案



大蔵案は、恩給局試算による文官恩給(未裁定分を含む)を平和条約発効時(昭和27年4月)まで支給するとして総額

となり、その南鮮分(70%)を支払うとし、軍人恩給は平和条約発効後復活したため朝鮮人該当者には殆んど認めていない。

外務案は、文官、軍人、ともに現行恩給法を準用、既裁定者及び外務、厚生両省にて推定の未裁定恩給受給権者数につき、全員失権まで、日本国籍喪失にかかわらず、年金、一時金を支払うとして、

の南鮮分(70%)を支払うものとしている。大蔵案では利子を加算しているが、外務案では計算していない。

## 5. 帰国韓国人寄託金（要綱Vの5の(2)）

大蔵案

外務案

大蔵案においては、帰国韓国人の税関寄託金 [REDACTED] S C A P から寄託を受け鮮人引揚に際し交換使用した鮮銀券の額 [REDACTED]

[REDACTED] 朝連寄託差押金 [REDACTED] の各南鮮分 (70%) を支払うとしている。

外務省案においては、韓国側の提示した寄託金 [REDACTED] 未決済鮮銀券 [REDACTED] を、帰国朝鮮人は全て韓国に帰国したという事実に着目し、全額を支払うこととし、朝連差押金について未定としている。

なお、参考までに両省案の査定が一致している項目を説明すれば次のとおりである。

A、両省とも韓国側請求を拒否している項目  
地金銀 [REDACTED]

[REDACTED] 返還及び民間生保の支  
払準備金中韓国人分 [REDACTED] 、及び

閉鎖機関（朝鮮銀行等）、在外会社の在日財産の返還要求については、両省ともに拒否することに一致している。また、韓国側が、今次会談において討議留保した、1945年8月9日以後の在鮮日本人預金引出額、同日以後の国庫金の支出、同日以後の内地送金額等の各請求及び総督府東京事務所の返還請求についても一致して支払義務なしとの理由で拒否している。

B、両省査定額が一致している項目

1. 郵便貯金等（要綱Ⅱ、1.a）

利 息

[REDACTED]

2. 朝鮮簡保年金（要綱Ⅱ、1.c）

利 息

[REDACTED]

3. 韓国人株主留保分(要綱Ⅳ)

利 息

4. 日本系通貨(要綱Ⅴの2)

両省の査定額は、大蔵案については本年1月10日付の試算により、外務案については本年2月7日付のものである。今後の検討の結果計数に若干の修正が加えられることが予想される。